

ご存知ですか?

経営力・資金調達力強化を目指す中小企業のための 「中小会計要領」

1.新しい会計ルール作成の背景

円高、技術移転、燃料価格の高騰、電気料金の引き上げなど、日本企業の経営環境が一向に回復しないなか、一番の影響を受けているのが日本経済を支えている中小企業です。逆境を逆手に積極的に海外進出をする中小企業もありますが、十分な対応策を打てずにいる企業も多いかと思います。

こうしたなか、厳しい経営環境を勝ち抜くためには、自立した経営戦略、すなわち自らの経営判断の下にビジネスチャンスを勝ち取る経営力の強化が必要となってきます。経営力強化のためには、何よりも現状把握が重要となります。この現状把握を行うには、市場の分析も勿論ですが、自社の財務・損益状況を把握することが不可欠です。

そこで、中小企業の財務経営力強化を目的として平成24年2月に中小企業の実態に即した新たな会計ルールとして「中小企業の会計に関する基本要領(以下「中小会計要領」とする)」[※]が公表されました。決算書が財務経営力強化のために活用されるよう、経営者が実態に即し理解し易く、かつ簡便的な会計ルールにより作成できるよう考えられたものです。中小企業向けの会計ルールは既に存在していましたが、多くの中小企業の会計実務とはかけ離れた高度なものであり、適用しにくいものでした。

※「中小会計要領」の手引きpdf版は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。



2.今までの会計ルールとの違い

(1)従来の中小企業向け会計ルール

中小企業向け会計ルールとして、従来より「中小企業の会計に関する指針(以下「中小指針」とする)」がありました。これは中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すことを目的として作成され、上場会社や大企業向けの企業会計基準を簡素化、要約して作られたものです。適用には一定以上の経理知識が必要であり、

また国際会計基準(※IFRS)に合わせ中小指針のベースである企業会計基準が改正されると、中小指針も隨時改正が勘案されています。

一方、実際の中小企業の現場では、経理体制が構築されておらず、決算書の提出先が金融機関・税務署等一部の当局、取引先に限られているため、決算書作成が税務申告を主目的としたもので、主に税務に準拠した処理が行われているなど、中小指針を準拠できる環境及びその必要性がありませんでした。



※「国際財務報告基準」(IFRS: International Financial Reporting Standards)のことと、通称「国際会計基準」と呼ばれています。IFRSの読み方はさまざま、アイフース、イフース、アイエフアールエスなど決まっていません。

(2)中小会計要領の特徴及び相違点

それでは今回公表された中小会計要領は、従来のものと何が異なるのでしょうか。

まず、中小会計要領の特徴として

①中小企業の会計実務を考慮した点

②国際会計基準(IFRS)の影響を受けないことを宣言している点

③記帳の重要性を掲げている点、という3点が挙げられます。

上記①、②については、従来の会計ルールの問題点を改善したものになります。

③記帳の重要性とは、中小会計要領にて「本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。」と明記されています。年1回の決算期にまとめて記帳を行う場合、記帳誤りの可能性が増すとともに、タイムリーな損益状況の把握が困難となることから、適宜適切な経営判断を実施しないとして、定期的な記帳の重要性が謳われています。



中小会計要領と中小指針の主な相違点

	中小会計要領	中小指針
総論		
アプローチ	税務処理を認める等中小企業の実態を反映	大企業向けの企業会計基準を要約・簡素化
想定対象会社	中小企業 (中小指針と比べて簡便的な会計処理をすることが適當と考えられる企業)	中小企業 (特に会計参与設置会社)
国際会計基準の影響	影響を受けない	企業会計基準をベースにしていることから、影響を受ける
各論項目数	14項目 基本的な項目に限定し、平易かつ簡潔に記載	18項目 税効果会計、組織再編会計等を含み中小会計要領より詳細に記載
各論		
貸倒引当金	法人税法上の法定繰入率に基づく計上を明確化	原則、債権を3分類し、それぞれの評価方法に基づく算定を実施
棚卸資産	他の評価方法と同様最終仕入原価法を適用できる	一定の場合に限り、最終仕入原価法を容認
有価証券	原則、取得原価で計上	一定の場合に限り、取得原価計上を容認

3.実際に採用する場合のメリット

中小会計要領は中小指針同様、会社計算規則に準拠したガイドラインであり、法的拘束力はありません。しかし準拠することにより決算書を経営改善の指標とすることができます。

決算書作成は税務申告が主たる目的ではなく、他でもない経営者が自社の財務状況を認識し経営成績を把握したうえで、今後の事業計画への判断材料として活用されるべきものです。

従来の方法で作成していた決算書も、一定の会計ルールに沿わせることで、より信頼性のある決算書を作成することにつながるとともに、正確な財務状況の把握、分析、同業他社比較が可能となり、経営改善・投資判断に資する情報を入手することが可能となります。

また、金融機関などに対する説明がより正確なものとなり、決算書への信頼性が増すことから資金調達等がスムーズになります。例えば、中小会計要領を適用した場合、日本政策金融公庫において「中小企業会計関連融資制度」「中小企業会計活用強化資金制度」を活用することができ、基準金利ないし各融資制度に定める利率から▲0.2~0.4%程度の優遇金利で貸付をうけることができます。

中小指針を適用した場合においても同様の優遇措置は行われますが、従来中小指針の適用はとても困難と考えていた経営者の方々も、中小会計要領の適用で同様の優遇を受けられるのであれば、より使いやすい制度になると思われます。

上記述べて参りましたが、現状を正しく把握していなければ適切な経営判断はできません。主として税務申告を目的として決算書を作成、会計事務所に任せっきりにしていた経営者の方々も、今回理解しやすくなった会計要領を機に会計をより身近に感じて頂き、ぜひ会計の重要性を再認識して頂ければと思います。

勿論、決算書を活用した分析・改善方法等については会計事務所の協力も必要不可欠ですので、会計事務所も活用しながら、決算書を何より経営者ご自身で活用して頂きたいと思います。

税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス
公認会計士:安富
福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
TEL.092-283-3350/FAX.092-283-3351
<http://www.akj-partners.com/fukuoka/>



AKJ Partners